

「広島市犯罪被害者等支援条例（仮称）」の制定について

1 条例制定の必要性及び趣旨

(1) 市域の状況に応じた支援施策の推進

被害者に最も身近な基礎自治体として、国の支援施策を補完し、市域の状況に応じたきめ細やかな被害者等支援施策を推進していくための根拠とします。

(2) 市、市民及び事業者の責務の明確化

犯罪被害者等の声を受け止めながら、社会全体で犯罪被害者等をしっかりと支えていくために、市民や事業者に対しても犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することがないように十分配慮することを要請する必要があることから、本市、市民及び事業者の責務を明確化します。

(3) 犯罪被害者等支援に関する施策体系の明確化

条例を制定することにより、本市の犯罪被害者等支援施策体系を明確化するとともに、法的根拠を与え、当該支援の継続性・永続性を担保します。

(4) 市民意識の高揚

犯罪被害者等支援は、行政機関や事業者等による取組だけではなく、地域や社会全体で支える取組も必要であり、直接的被害による負担軽減のみではなく二次被害の防止や平穏な生活の回復のためにも市民意識の高揚が必要です。条例を制定することにより、より市民意識が高揚することが期待できるとともに、様々な困難に直面している犯罪被害者等にとって大きな支えとなり得ます。

2 条例制定に向けた協議等の進め方

(1) 広島市安全なまちづくり推進協議会での審議

広島市安全なまちづくり推進条例に基づき設置している「広島市安全なまちづくり推進協議会」において、条例内容等について審議を行います。（6月・10月の2回審議を予定）

(2) 有識者会議での検討

大学教授、弁護士、医師、県警察、広島県、広島被害者支援センターなど犯罪被害者等支援に関する有識者で構成する有識者会議「広島市犯罪被害者等支援条例（仮称）」制定懇話会を設置し、条例の内容等の検討を行います。（3～4回程度開催を予定）

(3) 市議会からの意見聴取

総務委員会に、条例骨子案などを報告し、意見を聴取します。（9月・11月を予定）

(4) 市民意見の募集

条例素案について、市民意見の募集を行います。（11月～1か月間程度を予定）

(5) 市議会への条例案提出

条例案を決定し、令和4年2月議会に提出します。（令和4年2月）

(6) 条例の施行

市議会での議決を経て、令和4年4月1日に条例を施行します。

3 関連情報

広島県においても、令和3年広島県議会2月定例会の一般質問において、議員の「現時点での条例制定に向けた認識について、知事の所見を伺う。」との質問に対して、知事自らが「支援のあり方や必要な取組など、条例の制定も視野に検討を行う。」と答弁しており、現在、今年度中の条例制定に向けた検討を行っています。

なお、政令市では20市中8市（岡山市、京都市、堺市、神戸市、名古屋市、横浜市、大阪市、さいたま市）、県内の市町でも23市町中8市町（呉市、府中市、大竹市、安芸高田市、江田島市、神石高原町、庄原市、三次市）において、犯罪被害者等の支援に特化した条例が制定されています。